

IV 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。なお、令和3年度に国により新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度が創設され、その業務を新たに実施することとなった。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、長生郡内の5町1村について、生活保護の実施機関として業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

令和元年度と令和3年度を比較すると、被保護世帯数は0.6%の増、被保護人員は2.0%の減となり、保護率は横ばいの11.3%である。

表1 - (2) - ア 過去3年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (% (パーセント))
令和元年度	57,466	545	649	11.3
令和2年度	56,704	542	639	11.3
令和3年度	56,012	548	636	11.3
伸び率 (R3/R1) %	-2.5	+0.6	-2.0	0

※1 管内人口は毎年10月1日現在の毎月常住人口調査

※2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

令和3年度の被保護世帯を類型別に見ると、単身世帯が88.3%を占め、このうち単身の高齢者世帯が全体の58.5%である。

表1-(2)-イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	伸び率 (R3/R1)	
合 計	世帯(世帯)	539	534	540	0.2	
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	305	308	316	4.3
		割合(%)	56.6	57.7	58.5	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	114	119	118	3.5
		割合(%)	21.1	22.3	21.9	-
	その他	世帯(世帯)	44	39	43	-2.3
		割合(%)	8.2	7.3	8.0	-
	小 計	世帯(世帯)	463	466	477	3.0
		割合(%)	85.9	87.3	88.3	-
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	16	15	14	-12.5
		割合(%)	3.0	2.8	2.6	-
	母 子	世帯(世帯)	5	5	5	0
		割合(%)	0.9	0.9	0.9	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	39	32	27	-30.8
		割合(%)	7.2	6.0	5.0	-
	その他	世帯(世帯)	16	16	17	6.3
		割合(%)	3.0	3.0	3.1	-
	小 計	世帯(世帯)	76	68	63	-17.1
		割合(%)	14.1	12.7	11.7	-

※1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

無料低額宿泊所、住宅型有料老人ホームへの入所に伴う開始並びに失踪、死亡による廃止が多いため、申請・開始、廃止件数とも高止まりで推移している。

表1-(2)-ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面接・相談件数(件)	173	138	144
申請件数(件)	101	96	96
開始件数(件)	85	80	79
廃止件数(件)	87	76	63

(3) 実施体制及び訪問活動

コロナ禍に伴う国の指導により、訪問調査活動は、新型コロナの蔓延状況を考慮しながら可能な限り電話連絡や書面で代えることとされたため、訪問実績は計画を若干下回った。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪 問 延 日 数	過 去 一 年 間 の 延 地区 担当 員 数 延 C	地区担当員 1人当たりの月間訪問 実績	
		標 準 数	現 員	標 準 数	現 員						計 画	実 績 A
					専 任 面 接 員	地 区 担 当 員	件	件	日	人		
元 年 度	536	1	1	8	0	8	2,101	3,023	1001	96	31.5	10.4
2 年 度	549	1	1	8	0	8	1,757	1,756	735	96	18.3	7.7
3 年 度	549	1	1	8	0	8	1,913	1,831	835	96	19.1	8.7

※ 令和3年度においては、コロナ禍に伴う電話での生活実態把握を他に494回実施。

(4) 生活保護費の支出状況

令和2年度と比較すると、令和3年度は生活扶助費が5,644,008円減少しており、全体では667,361円の減少となっている。

表1-(4) 令和3年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	314,046,900	66.06	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	128,432,232	27.02	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	879,466	0.19	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	331,241	0.07	介護費・福祉用具費
医療扶助費	7,369,563	1.55	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	374,714	0.08	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	4,231,169	0.89	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	455,665,285		
就労自立給付金	214,307	0.05	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	300,000	0.06	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	19,152,043	4.03	救護施設事務費
合 計	475,331,635	100.00	

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

当センターにおいては、過去3年間、給付対象の世帯が発生しなかった。

表2-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数(世帯)	-	-	-
人 員(人)	-	-	-

※1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

当センターにおいては、過去3年間、給付対象の世帯が発生しなかった。

表2-(2)-イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
開 始	世帯数(世帯)	-	-	-
	人 員(人)	-	-	-
廃 止	世帯数(世帯)	-	-	-
	人 員(人)	-	-	-

(3) 支援給付金の支出状況

当センターにおいては、令和2年度、令和3年度とも支援給付金の支出はなかった。

表2-(3) 令和3年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額	構成比	扶助費の主な内容
生活支援給付	-	-	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	-	-	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	-	-	介護費・福祉用具費
医療支援給付	-	-	検診料・移送費等
出産支援給付	-	-	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	-	-	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	-	-	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	-	-	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	-	-	

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 制度の概要

就労能力及び就労意欲のある経済的に困窮した方のうち、住宅を喪失し、又は喪失する恐れのある方に対し基準内で家賃相当額を支給し、安定した住居を確保するとともに就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

生活困窮者住居確保給付金については、令和元年度まで毎年 1～3 件程度で推移してきたが、コロナ禍に伴い令和 2 年度に爆発的に増加し、令和 3 年度にはやや落ち着きを見せたものの引き続き多くの世帯に利用された。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度支給額
世帯数 (世帯)	1	56	35	2,800,972 円

4 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を受けて求職活動等を行ったが自立に結びつかないまま貸付が終了した世帯に対し、収入基準及び資産基準を満たすこと並びに求職活動等要件を満たすことを条件に単身世帯には月額 6 万円、2 人世帯には月額 8 万円、3 人以上の世帯には月額 10 万円を支給して生活を支援するとともに就労による自立を促進する制度であり、就労による自立が困難な場合は生活保護に結びつけることも想定する制度である。

(2) 支給実績

令和 3 年度における支給実績は 50 回で支給額の合計は 846 万円であった。